3 0 小保年第 2 4 1 7 号 平成 3 1 年 2 月 1 4 日

小牧市国民健康保険運営協議会 会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額等の改正について(諮問) このことについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第 11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則(昭和36年規則第2号) 第2条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

記

## 諮問事項

- 1 基礎課税額に係る課税限度額について 平成30年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地 方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額 を現行58万円から61万円に改める。
- 2 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属する月以 後2年を経過する月までの間に限る。